

# 国際司法裁判所判決の履行に関する一考察

— 最近の判例を中心に —

石 塚 智 佐\*

- I はじめに
- II 判決の履行に関する仕組み
- III 判決の履行に関する実行
- IV おわりに — 今後の紛争解決への見通し

## I はじめに

国際連合（国連）の主要な司法機関である国際司法裁判所（ICJ）は、国家権力の介入によって判決の強制執行が可能となる国内裁判所とは異なり、自らの判決を強制的に当事国に履行させることはできない。ICJは判決を言い渡した時点で基本的に任務終了であり、その後の問題について判決の解釈（ICJ 規程第 60 条）・再審（第 61 条）請求を除き ICJ が関与する制度は ICJ 規程上存在しない。しかし、ICJ が裁判するには紛争当事国の同意が必要であることから、当然判決の履行にもあらかじめ同意していることが想定されるため、ICJ の前身である常設国際司法裁判所（PCIJ）の時代や ICJ 設立当初は、判決が履行されない場合は事実としてそこまで大きな問題とはなっていなかった<sup>1)</sup>。国連機関である ICJ の判決は当事国に対して拘束力を有するが（国連憲章第 94 条 1 項）、その判決義

---

『一橋法学』（一橋大学大学院法学研究科）第 17 卷第 3 号 2018 年 11 月 ISSN 1347-0388

※ 東洋大学法学部准教授

1) 深津栄一「国際判決の執行をめぐる諸問題」『国際法外交雑誌』第 64 卷 6 号（1966 年）1-4 頁；M. N. Shaw (ed.), *Rosenne's Law and Practice of the International Court 1920-2015, 5th ed.* (Brill/Nijhoff, 2016), p. 199; A. Llamzon, "Jurisdiction and Compliance in Recent Decisions of the International Court of Justice", *EJIL*, Vol. 18/5 (2007), p. 847.

務が履行されない場合、憲章第94条2項に基づき、当事国は国連安全保障理事会（安保理）にこの問題を付託することができ、安保理が何らかの勧告あるいは決定を行うことができる。このように、国連主要機関としてICJと安保理は協働して機能することが想定されている。しかし、実際にはこの制度は憲章の予定する形で用いられていない。このような状況において、近年は被告にとって予期せぬ事件がICJに付託されることが増えており<sup>2)</sup>、そうした国家はそもそも裁判自体に否定的な対応を取ることも多いことから、判決の履行に関する問題は殊更に重要性を帯びることになった。

本稿では、このような現状に鑑み、主として佐藤哲夫教授が長年研究を行ってきた国際組織法の視点から、ICJ判決の履行について考えたい。まず、ICJの判決の履行に関する仕組みを概観し（Ⅱ）、近年のいくつかの実行をみることで（Ⅲ）、今後の紛争解決への見通しを検討する（Ⅳ）。なお、本稿では紙幅の都合上、判決のみに対象を絞り、仮保全命令に関する議論は原則的に除くことにする<sup>3)</sup>。また、その判決も網羅的ではなく、最近の判例を中心とした限定的なものにとどまる。

## Ⅱ 判決の履行に関する仕組み

第一次大戦後に設立されたICJの前身であるPCIJは国際連盟の機関ではないが、連盟規約によって設立が定められている（第14条）。国際連盟規約第13条4項は、「一切ノ判決ヲ誠実ニ履行スヘク」として連盟国による判決の履行を約束させ、不履行の場合は連盟理事会が「其ノ履行ヲ期スル為必要ナル処置ヲ提議

---

2) 拙稿「国際司法裁判所における近年の付託事件の多様化と管轄権審理——マーシャル諸島事件を中心に——」『国際法研究』第6号（2018年）77-80頁参照。

3) 仮保全命令は履行されていないことも多いと言われている。C. Schlute, *Compliance with Decisions of the International Court of Justice* (OUP, 2004), pp. 399-402. 憲章第94条2項は「判決 (judgment)」と書かれていることから、終局的な判決のみが当てはまり、仮保全命令は含まれないと考えられる。杉原高嶺『国際法学講義【第二版】』（有斐閣、2013年）604頁；K. Oellers-Frahm, "Article 94", in B. Simma et al. (eds.), *The Charter of the United Nation: A Commentary*, 3<sup>rd</sup> ed. (OUP, 2012), p. 1967; Shaw, *supra* note 1, p. 209.

スヘシ (shall propose what steps should be taken to give effect thereto)」と規定している。ここは「一切ノ判決 (any award or decision)」ということから PCIJ の判決に限定しているわけではなく、仲裁判決も含まれる。しかし、理事会が提議を求められたのはギリシャとブルガリアの間の仲裁判決に関する 1 回のみであり、PCIJ 判決に関して理事会で審議されたことはない<sup>4)</sup>。PCIJ 設立当時は、国家による国際裁判判決不履行というのは想定されておらず<sup>5)</sup>、それゆえ PCIJ 規程には判決の拘束力がある旨を定めるだけであり (第 59 条)、判決の「意義又は範囲について争がある場合」には当事国は判決の解釈を請求することができると定めている (第 60 条)。実際に、PCIJ において判決の履行が当事国によって拒否された事件はない<sup>6)</sup>。

第二次大戦後に設立された ICJ は基本的に PCIJ の制度を引き継ぐ裁判所であり、ICJ 規程もほぼ同じであり、PCIJ 規程同様に判決の履行に関する規定は存在しない。また、この時期にも判決不履行の事態というのは特段想定されていなかった<sup>7)</sup>。しかし、国連憲章では連盟規約とは異なる規定を設けている。冒頭でも述べたように、憲章第 94 条 1 項に基づき、国連加盟国は当事国となった「国際司法裁判所の裁判に従うことを約束する (undertakes to comply with the decision of the International Court of Justice)」。しかし、判決不履行の際には、同条 2 項に基づき「他方の当事者は、安全保障理事会に訴えることができ (the other party may have recourse to the Security Council)」、理事会は「必要と認

4) この事件では理事会の介入は両国間の友好な解決を導いたと言われている。M. O. Hudson, *International Tribunals: Past And Future* (Kissinger Publishing, 1944), p. 133. See also, Shaw, *supra* note 1, p. 234.

5) Oellers-Frahm, *supra* note 3, p. 1958.

6) Schlute, *supra* note 3, p. 21; M. O. Hudson, *The Permanent Court of International Justice 1920-1942, A Treatise* (The Macmillan Company, 1943), p. 596. 他方、Tunçel はウィンプルドン号事件 (1922 年判決) を、Schwebel はベルギー商事会社事件 (1939 年判決) を、Pillepich は 2 件共を不履行の例として挙げている。E. Tuncel, *L'Exécution des décisions de la Cour internationale de Justice selon la Charte des Nations Unies* (H. Messeiler, 1960), pp. 36-37; S. M. Schwebel, "Commentary", in M. K. Bulterman *et al.* (eds.), *Compliance with Judgments of International Courts* (Martinus Nijhoff, 1996), p. 39; A. Pillepich, «Article 94», in J.-P. Cot *et al.* (dir.), *La Charte des Nations Unies, Commentaire article par article*, 3<sup>e</sup> éd. (Economica, 2005), p. 1989.

7) Shaw, *supra* note 1, p. 199; Llamzon, *supra* note 1, p. 847.

めるときは、判決を執行するために勧告をし、又はとるべき措置を決定することができる (which may, if it deems necessary, make recommendations or decide upon measures to be taken to give effect to the judgment)」とされる。本規定は連盟規約と異なり、国連の主要な司法機関である ICJ の判決のみを対象にしぼり、仲裁判決は除外している。ところが、連盟理事会に対しては義務であった対処策の実施が、安保理に関しては必ずしも義務ではないという点で、理事会の役割は後退しているとも指摘できる<sup>8)</sup>。しかし、連盟は提議に留まるが、安保理は拘束力ある措置の決定ができることから裁量の幅は広い<sup>9)</sup>。この「勧告」又は「措置」が憲章第6章の勧告や第7章の強制措置の枠内で行使されるものなのか議論はあるものの、平和に対する脅威などの有無に関係なく、軍事的措置以外の経済制裁などの必要な措置を取ることができるという考えが多数派である<sup>10)</sup>。また、安保理は自ら活動する際に ICJ 判決の内容を再検討するようなことはできるのか、という疑問が呈されているが、そのような規定はないものの自制すべきであると一般的に考えられている<sup>11)</sup>。

しかし、冒頭でも述べたように、これまでに憲章第94条2項に基づき安保理決議が採択されたことはない。本規定に基づいて安保理に付託された事件もニカラグア軍事的・準軍事的活動事件 (ニカラグア事件)<sup>12)</sup>の1件だけである<sup>13)</sup>。

---

8) 杉原高嶺『国際法学講義【第二版】』(有斐閣、2013年)603-604頁。当初は安保理に義務付ける案も存在したが最終的に取り入れられなかった。A. Tanzi, "Problems of Enforcement of Decisions of the ICJ and the Law of the United Nations", *EJIL*, Vol. 6 (1995), p. 541.

9) R. Kolb, *The International Court of Justice* (Hart, 2013), p. 833.

10) 他方で、軍事的措置を取る場合は、憲章第7章の枠内で行わなくてはいけないと考えられている。Shulte, *supra* note 3, p. 47. 杉原『前掲書』注3)604頁。これとは異なる見解として以下を参照。Kolb, *ibid.*, pp. 853-854.

11) K. Oellers-Frahm, "Enforcement of the International Court of Justice", in P. W. Almeida and J.-M. Sorel (eds.), *Latin America and the International Court of Justice: Contribution to International Law* (Routledge, 2017), p. 137; Schulte, *ibid.*, pp. 49-50.

12) *Military and Paramilitary Activities in and against Nicaragua (Nicaragua v. United States of America)*, *Merits, Judgment*, I. C. J. Reports 1986, p. 14.

13) エルサルバドルとホンジュラスの間の陸・島・海洋境界事件1992年判決に関しても、ホンジュラスが同条に言及して安保理に書簡を送付していたが、その後ICJに再審請求したため、安保理決議が採択されることはなかった。Oellers-Frahm, *supra* note 11, p. 132. See also, Schulte, *supra* note 3, pp. 218-220.

1986年3月本案判決では米国の義務違反を認定しニカラグアに対する損害賠償を命じたが、米国は従わなかった。そのため、ニカラグアが同年10月に第94条2項に基づきICJ判決の履行を求めて安保理に付託したが<sup>14)</sup>、米国が拒否権行使したため決議は採択されなかった。ニカラグアは国連総会にも本問題を持ち込み、総会決議が採択されたが<sup>15)</sup>、総会決議は拘束力がないため、米国の判決履行を実効的に促すことはできなかった<sup>16)</sup>。このように、安保理常任理事国が当事国であり、かつ敗訴国である場合、彼らが判決義務を履行しなかったとしても、判決の履行を促す実効的な制度は国連の枠組において存在しない。したがって憲章第94条2項は規定の意図するような形で機能しているとは言い難い。

また、裁判所外の組織的な枠組みにおいて履行を促す仕組みもある。たとえば、ICJ判決に従わない場合、国際民間航空条約(ICA0)第88条には、ICA0総会が締約国のICA0総会及び同理事会における投票を停止できる権限を付与し、国際労働機関(ILO)憲章第33条はILO理事会が必要な措置をILO総会に勧告できる旨を定めており、ICJ判決不履行時に同組織内の機関が関与する権限を付与している<sup>17)</sup>。ただし、これまでのところこれらの条文が適用されたことはない<sup>18)</sup>。

他にも、判決の履行に関して地域的国際組織が作成した裁判条約で言及している場合もある。欧州審議会で1957年に採択された欧州紛争平和的解決条約は、第39条2項で、判決不履行の場合は他方の当事国が欧州審議会閣僚委員会に付託できると定めており、1948年に米州機構で採択されたボゴタ規約は、第50条で、判決不履行時には国連安保理に付託する前に米州機構の外務大臣協議会を提議することを求めている<sup>19)</sup>。どちらも地域的国際組織で採択されたため、同組

14) UN Doc. S/18415 (17 October 1986).

15) UN Doc A/RES/41/31 (3 November 1986), A/RES/42/18 (12 November 1987), A/RES/44/217 (22 December 1989).

16) See, Schulte, *supra* note 3, pp. 198-205.

17) Pillepich, *supra* note 6, p. 1998; 深津栄一「国際判決の執行」『国際外交法雑誌』第67巻1号(1968年)91頁。

18) See, Schulte, *supra* note 3, p. 75.

19) 拙稿「ボゴタ規約にもとづく国際司法裁判所の管轄権」『一橋法学』第9巻2号(2010年)409, 416頁参照。

織内での解決を優先しているのだろう。しかし、後述のように、ボゴタ規約に基づく事件において以前の判決の履行問題に関して ICJ に提訴しており、このような裁判条約内のシステムが十分機能しているとは言えないようである<sup>20)</sup>。

他方で、当事国の合意で裁判所に付託する際に、付託協定の中で履行に関する規定をあらかじめ設けている場合もある<sup>21)</sup>。1984年に判決が下された米国とカナダの間のメイン湾事件では付託協定第13条で詳細に判決履行方法を定めており<sup>22)</sup>、また、2005年に判決が下されたベナンとニジェールの間の国境紛争や、2013年に判決が下されたブルキナファソとニジェールの間の国境紛争では、どちらの付託協定も第7条に境界画定作業が判決日から18カ月後に開始されること等を定めている<sup>23)</sup>。1997年に判決が下されたハンガリーとスロヴァキアのガブチコボ・ナジマロス事件でも、付託協定第5条で判決の履行について定めており、判決後当事国の交渉が6カ月以内にうまくいかない場合には裁判所に判決の履行方法について追加的判決を求めることができると規定している<sup>24)</sup>。

以上のように、ICJには独自の判決履行に関する効果的な仕組みが存在しないため、管轄権基礎となる個々の文書で履行を促す仕組みが設けられている場合がある。

---

20) ボゴタ規約に基づき ICJ に付託された事件ではないが、スペイン国王仲裁判決事件 1960年判決に関して、この条文が適用されたことはある。しかし、この問題自体は判決不履行に関する例ではない。Schulte, *supra* note 3, pp. 76-77, 127-132; A. Azar, *L'Execution des decisions de la Cour internationale de Justice* (Bruylant, 2003), p. 177.

21) L. Boisson de Chazournes and A. Angelini, "After 'The Court Rose': The Rise of Diplomatic Means to Implement the Pronouncements of the International Court of Justice", *The Law and Practice of International Courts and Tribunals*, Vol. 11 (2012), pp. 13-14.

22) Special agreement, *Delimitation of the Maritime Boundary in the Gulf of Maine Area (Canada/United States of America)*, Art. 13.

23) Compromis, *Différend frontalier (Bénin/Niger)*, p. 12, Art. 7; Compromis, *Différend frontalier (Burkina Faso/Niger)*, p. 11, Art. 7.

24) 実際に1997年の判決後、両国間の交渉がうまくいかず1998年にスロヴァキアが判決の履行様式に関して追加的判決を求めている。I. C. J. Press Release, No. 98/28. しかし、2017年に入り、訴訟終了が求められている。I. C. J. Press Release, No. 2017/31.

### Ⅲ 判決の履行に関する実行

#### 1 判決の履行に争いのある事例

判決の履行に関して制度的不備があるといえども、大抵の場合は当事国は ICJ 判決を履行していると一般的に言われている<sup>25)</sup>。最近では、ICJ の Abraham 所長（当時）も、2016 年の講演の中で ICJ の決定（decisions）のほとんどは満足のいく形で履行されていると述べている<sup>26)</sup>。長年 ICJ 書記を務めている Couveureur も例外的に判決の履行が遅れた事件はあるもののほとんどは速やかに履行されていると述べている<sup>27)</sup>。しかし、果たしてそうなのだろうか。実際のところ、判決の履行状況に関する評価は評者によって異なる<sup>28)</sup>。

(1) そもそも裁判自体に不満があるため、判決が速やかに履行されない場合もある。有名な例としてコルフ海峡事件 1949 年判決<sup>29)</sup>、アイスランド漁業管轄事件 1974 年判決<sup>30)</sup>、テヘラン人質事件 1980 年判決<sup>31)</sup>やニカラグア事件 1986 年判決がある。Schwebel 元 ICJ 判事は、これら 4 件は判決が履行されていないと述べている<sup>32)</sup>。しかし、たとえば、コルフ海峡事件では 1949 年判決から約 40 年後の 1992 年に合意に至り、1996 年にアルバニアが賠償金を支払うことでこの事件は解決している<sup>33)</sup>。テヘラン人質事件では、1981 年 1 月にアルジェ合意が締結され人質が解放されたことによって判決が履行されたという解釈が多い<sup>34)</sup>。

25) Schlute, *supra* note 3, p. 403; Oellers-Frahm, *supra* note 3; Pillepich, *supra* note 6, p. 1996.

26) R. Abraham, "The Role of the ICJ in the Promotion of the Rule of Law", *Japanese Yearbook of International Law*, Vol. 60 (2017), p. 348.

27) Ph. Couveureur, *The International Court of Justice and the Effectiveness of International Law* (Brill, 2017), pp. 74-75.

28) Llamzon, *supra* note 1, p. 825.

29) *Détroit du Corfou, arrêt (Royaume-Uni / Albanie), arrêt*, C. I. J. *Recueil* 1949, p. 4.

30) *Fisheries Jurisdiction (United Kingdom v. Iceland), Merits, Judgment*, I. C. J. *Reports* 1974, p. 3; (*Federal Republic of Germany v. Iceland*), *ibid.*, p. 175.

31) *United States Diplomatic and Consular Staff in Tehran (United States of America v. Iran), Judgment*, I. C. J. *Reports* 1980, p. 3.

32) Schwebel, *supra* note 6, pp. 40-42.

33) Schulte, *supra* note 3, pp. 97-99.

判決不履行の代表的な例として挙げられているニカラグア事件に関しても、米国はその後、ニカラグアに包括的経済支援を行うことにより、判決を「間接的」に履行したとも指摘されている<sup>35)</sup>。このように不履行の例とされる事件においても、長期的な観点かつ広い視野で考えれば、ほとんどの判決は履行されていると言える<sup>36)</sup>。

このように、判決の履行の有無をどの時点で判断するのか、何をもって履行されたと判断されるかで、履行されたか否かの判断は異なる。

(2) 判決内容そのものに対する当事者間の解釈の違いが生じることで、判決の不履行に争いが生じる場合もある。カンボジア対タイのプレア・ビヘア寺院事件では両国の国境付近にあるプレア・ビヘア寺院の領有が争われたが、1962年判決<sup>37)</sup>でカンボジア領とする判断が下され、プレア・ビヘア寺院及びその付近からのタイ軍隊等の撤退が命じられた。タイは、判決に不服を表明しながらも寺院からの軍隊を撤退させたため、本件は判決が履行された事件と評価されている<sup>38)</sup>。しかし、判決から約50年後の2011年、カンボジアが1962年判決主文の「カンボジア領域内にある寺院又はその付近」の範囲について判決の解釈を裁判所に請求した<sup>39)</sup>。タイが軍隊を撤退させたのはプレア・ビヘア寺院に限定して

---

34) Oellers-Frahm, *supra* note 3, pp. 1965-1966; Kolb, *supra* note 9, p. 862. ただし、大使館が返還されていないため、部分的にしか履行されていないという考えもある。See, Schulte, *supra* note 3, pp. 169-171.

35) Oellers-Frahm, *supra* note 11, p. 134. See, Schulte, *ibid.*, pp. 205-207.

36) しかし、アイスランド漁業管轄権事件はその後の海洋法の発展により判決履行の意味がなくなったとも指摘されるものの、履行されていないとみなしている評者が多い。See, Schulte, *supra* note 3, pp. 151-158.

37) *Temple of Preah Vihear (Cambodia v. Thailand), Merits, Judgment, I. C. J. Reports 1962*, p. 6.

38) 東壽太郎「プレア・ビヘア寺院事件」波多野里望・松田幹夫編著『国際司法裁判所 判決と意見 第1巻』（国際書院、1999年）299頁；M. Pakdeekong, “Who owns the Preah Vihear Temple? A Thai Position”, *Journal of East Asia and International Law*, Vol. 2/1 (2009), pp. 233-234; Schulte, *supra* note 3, p. 136.

39) *Request for Interpretation of the Judgment of 15 June 1962 in the Case concerning the Temple of Preah Vihear (Cambodia v. Thailand) (Cambodia v. Thailand), Judgment, I. C. J. Reports 2013*, p. 281.



おり、その周辺には軍を配置させたままであり、2008年以降には両国の軍事衝突も勃発していた<sup>40)</sup>。ここから察せられるのは、判決主文の「(寺院) 付近」がどこかがわからないのであるから、そもそもタイは判決を履行できなかったということである。

また、オーストラリア対日本の南極海捕鯨事件2014年判決<sup>41)</sup>では、日本の調査捕鯨を違法と判断し、現行の捕鯨計画を中止するよう求めたが、判決言い渡し後、日本政府は判決に従うと明言した<sup>42)</sup>。しかし、約1年半後、日本は元の計画を縮小して捕鯨を再開した<sup>43)</sup>。日本の考えでは判決に従い計画を修正しているのであり、判決を履行している。しかし、オーストラリアや欧米社会の一部は、日本は調査捕鯨を一切やめるべきとして日本を依然として非難しているのも事実である<sup>44)</sup>。

(3) 上記の例は、国家としての一体性を前提としているが、国内レベルの問題で結果としてICJ判決を実施できない場合もある。ドイツ対イタリアの裁判権免除事件では、イタリアは2012年ICJ判決<sup>45)</sup>を履行するために国内立法措置を行ったが、イタリア憲法裁判所は当該立法を違憲と判断したため、国内法上履行が不可能となった<sup>46)</sup>。つまり、行政府や立法府としてはICJ判決を履行する意思

40) 詳細は、拙稿「ICJ判決の解釈請求における新傾向——プレア・ビヘア寺院事件を素材として——」『城西国際大学紀要』第23巻1号(2013年)50-51頁参照。

41) *Whaling in the Antarctic (Australia v. Japan: New Zealand intervening)*, Judgment, I. C. J. Reports 2014, p. 226.

42) 「国際司法裁判所(ICJ)『南極における捕鯨』訴訟(判決を受けた鶴岡公二日本政府代理人のコメント)」at [http://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/fsh/page2\\_000034.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/fsh/page2_000034.html).

43) 「新南極海鯨類科学調査計画(NEWREP-A)の実施について」at [http://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/fsh/page4\\_001630.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/fsh/page4_001630.html).

44) BBC News, "Japan to resume whaling in Antarctic despite court ruling", 28 November 2015, at <https://www.bbc.com/news/world-asia-34952538>.

45) *Immunités juridictionnelles de l'Etat (Allemagne c. Italie; Grece (intervenant))*, arrêt, C. I. J. Recueil 2012, p. 99.

46) See, W. M. Reisman and M. H. Arsanjani, "Legal Decisions and Their Implementation in International Law", in J. Crawford et al. (eds.), *International Legal Order: Current Needs and Possible Responses: Essays in honour of Djamchid Momtaz* (Brill Nijhoff, 2017), pp. 158-159.

があったものの三権分立の制約上、司法府の司法的否定により結果的にICJ判決の不履行となってしまうこともある。メキシコ対米国のアヴェナ他メキシコ国民事件2004年判決<sup>47)</sup>も類似しており、こちらは連邦政府と州の権限の問題により連邦政府として履行意思があったものの履行が難しくなった<sup>48)</sup>。

以上のように、判決履行の義務を達成したか否かを判断するのは非常に難しい場合があり<sup>49)</sup>、また国内制度上の問題から国家としての履行が難しい場合も存在する。国内民事裁判判決は具体的かつ射程が狭いものが多く、裁判所による強制執行が容易である。しかし、国際裁判判決の履行には、国内行政機関のみならず立法機関による国内立法や司法機関の関与が必要な場合もある。国際裁判の判決は解釈の余地が大きいものも多く、履行のプロセスも複雑であるため、いつの時点で判決履行の有無を判断するのか論者によって異なるのである。

## 2 ICJへの再付託

国連憲章第94条2項に基づくICJ判決の執行が効果的に利用されず、また、判決の履行を判断するのが難しい状況の中で、近年、判決の履行が問題視される場合にICJにこの問題を再び付託する事件が着目される<sup>50)</sup>。

(1) 2013年にニカラグアがコロンビアを相手取り提訴した2つの事件で、ニカラグア対コロンビアの領土海洋紛争2012年本案判決<sup>51)</sup>に関する問題が提起されている。特にカリブ海における主権的権利及び海域侵害事件では、2012年判

---

47) *Avena and Other Mexican Nationals (Mexico v. United States of America)*, Judgment, I. C. J. Reports 2004, p. 12.

48) Llamzon, *supra* note 1, pp. 838-844; Shaw, *supra* note 1, pp. 223 and 269-273.

49) See, Llamzon, *ibid.*, p. 845.

50) 本文に述べたものの他、判決で賠償が命じられた後に、その後の当事国の交渉が上手くいかない場合に判決の定めに従って裁判所が賠償額を判断する場合もある。近時の時間のかかっている例として、コンゴ民主共和国対ウガンダのコンゴ領武力活動事件2005年判決でコンゴの賠償が命じられたが、その後の当事国の交渉が上手くいかなかったため2015年に賠償に関する手続きが開始された。*Activités armées sur le territoire du Congo (République démocratique du Congo c. Ouganda)*, ordonnance, C. I. J. Recueil 2015, p. 580.

決主文にて両国間の大陸棚と排他的経済水域の境界線が画定されていたことについて、ニカラグアの請求訴状ではコロンビアの義務違反や同判決に従わなければならないことを宣言するよう裁判所に求め、申述書では2012年判決と一致しない行動を止めるよう宣言すること等が求められていた<sup>52)</sup>。2016年先決的抗弁判決では、2012年判決でニカラグアに属すると認められた海洋におけるコロンビアによるニカラグアの権利侵害に関する紛争が存在すると判断した<sup>53)</sup>。本件において、コロンビアは、ニカラグアの請求は2012年判決の執行(enforcement)を求めるものであり、このような裁判後の執行は憲章第94条2項やボゴタ規約第50条に定められており、裁判所はこのような権限を有さないと主張したが、裁判所はニカラグアはそのような判決の執行自体は求めているとしてコロンビアの主張を退けた<sup>54)</sup>。また、ニカラグア沖合から200海里以遠の大陸棚境界画定事件では、2012年判決で定められた境界線を越える大陸棚についての明確な海洋境界線を裁判所に求めており、この問題が2012年判決で確定されたか否かが争われた<sup>55)</sup>。2つの事件の管轄権はボゴタ規約に基づくものであり、現在、本案が争われている。これら事件が付託された背景には、ICJ判決の不履行問題があると指摘されている<sup>56)</sup>。2012年判決後にコロンビア大統領は不満を表明し、翌年9月には同国憲法上条約なしに国境を変更できないため2012年判決は適用

---

51) *Territorial and Maritime Dispute (Nicaragua v. Colombia)*, Judgment, I. C. J. Reports 2012, p. 624.

52) *Alleged Violations of Sovereign Rights and Maritime Spaces in the Caribbean Sea (Nicaragua v. Colombia)*, Preliminary Objections, Judgment, I. C. J. Reports 2016, pp. 11-12, paras. 11-12.

53) *Ibid.*, pp. 26-34, paras. 49-79.

54) *Ibid.*, pp. 40-42, paras. 105-110.

55) *Question de la délimitation du plateau continental entre le Nicaragua et la Colombie au-delà de 200 milles marins de la côte nicaraguayenne (Nicaragua c. Colombie)*, exceptions préliminaires, arrêt, C. I. J. Recueil 2016, p. 108, paras. 10 et 47-88. 詳細は、玉田「ニカラグア沿岸から200海里以遠の大陸棚境界画定問題事件(ニカラグア対コロンビア)先決的抗弁判決(2016年3月17日)」『神戸法学雑誌』第66巻2号(2016年)163-186頁；中島啓「判決主文の射程の同定手法と既判力原則——延伸大陸棚境界画定事件(ニカラグア対コロンビア)先決的抗弁判決(国際司法裁判所2016年3月17日)——」『国際法研究』第5巻(2017年)215-236頁参照。

56) 玉田、同上、74頁。

できないと明言していた<sup>57)</sup>。

また、2017年に付託されたコスタリカ対ニカラグアのポルティージョス島北部における国境事件でも請求内容の一部で、国境地帯におけるニカラグアの行為事件2015年判決<sup>58)</sup>のニカラグアによる違反を認定し同判決に従うよう宣言することをコスタリカが裁判所に求めた<sup>59)</sup>。つまり、コスタリカによると、ニカラグアは2015年判決で確定されたコスタリカ領に軍事キャンプを設置することで2015年判決に違反しているということであるが、2018年本案判決において裁判所は、当該地域の帰属の問題は2015年判決で除外されていたため、これについてのニカラグアによる2015年判決違反は存在しなかったと判断した<sup>60)</sup>。これも2015年判決に関する両当事国の解釈が異なることが原因であるが、こちらの管轄権基礎はボゴタ規約と選択条項受諾宣言に基づいている。

どの事件も、紛争の主題ではなく、付随的な形もしくは間接的な形で判決の不履行の確認を求められているが、こうしたICJ判決の不履行を訴えることができるのも「当事国間のすべての紛争」に対して管轄権を基本的に付与する裁判条約や選択条項受諾宣言ならではの特徴といえよう<sup>61)</sup>。判決履行確保のために判決不履行をICJが宣言することは以前から提案されていたが<sup>62)</sup>、これまでに判決

---

57) *Application, Alleged Violations of Sovereign Rights and Maritime Spaces in the Caribbean Sea (Nicaragua v. Colombia)*, pp.16-20, para. 13. さらにコロンビアは2012年判決直後の2012年11月27日にボゴタ規約を脱退通告している。

58) *Certaines activités menées par le Nicaragua dans la région frontalière (Costa Rica c. Nicaragua) et Construction d'une route au Costa Rica le long du fleuve San Juan (Nicaragua c. Costa Rica)*, arrêt, C. I. J. Recueil 2015 (II), p. 665.

59) *Maritime Delimitation in the Caribbean Sea and the Pacific Ocean (Costa Rica v. Nicaragua) and Land Boundary in the Northern Part of Isla Portillos (Costa Rica v. Nicaragua)*, Judgment of 2 February 2018, para. 44.

60) *Ibid.*, paras. 69-77.

61) カリブ海における主権の権利及び海域侵害事件においてニカラグアは、以前の判決の不履行を判断するのは裁判所の「固有の管轄権 (inherent jurisdiction)」であると主張したが、本件に関してはボゴタ規約に基づく管轄権が認められたため、裁判所はこの問題を判断しなかった。I. C. J. Reports 2016, p. 39, paras. 102-104.

62) W. M. Reisman, *Nullity and Revision: The Review and Enforcement of International Judgment and Awards* (Yale University Press, 1971), pp. 671-672; P. Magid, "The Post-Adjudicative Phase", in C. Peck and L. S. Lee (eds.), *Increasing the Effectiveness of the International Court of Justice: Proceedings of the ICJ/UNITAR Colloquium to Celebrate the 50th Anniversary of the Court* (Martinus Nijhoff, 1997), p. 345.

の不履行に関して ICJ が明確に判断したことはないものの<sup>63)</sup>、このような形で実際に用いられたことは注目に値する。

(2) 管轄権の基礎がない場合、規程第 60 条の解釈請求の中で、実質的に判決の不履行の確認を求めて、履行を促すこともある。上述のプレア・ビヘア寺院事件では管轄権の基礎となった選択条項受諾宣言をタイが更新しなかったため原事件の係属中に宣言が失効しており、当事国間で有効な管轄権基礎がなかった。それ故に両国間での紛争再発後、特定の管轄権基礎を必要としない解釈制度が用いられたとも考えられる。カンボジアはタイの 1962 年判決の不履行自体を主張していないものの、解釈判決の結果から見れば、タイが判決を履行できていなかったことを意味するだろう。

また、2008 年に付託されたアヴェナ他メキシコ国民事件解釈請求<sup>64)</sup>でも、原告メキシコは 2004 年判決で被告米国が負う義務に関して解釈を請求し、追加的に米国内での死刑執行により 2004 年判決に違反したことを宣言するよう裁判所に求めた。しかし、裁判所は、メキシコの請求は原判決の「意義又は範囲」の解釈を求めているのではなく、また、解釈請求では原判決の違反を判断する権限はないとしてメキシコの主張を退けた。この事件も原事件の管轄権基礎が失効している。また、解釈請求に伴い仮保全措置が請求され、裁判所が本案判決までの死刑停止を命令していることから<sup>65)</sup>、米国の判決不履行に鑑みて、解釈請求及び仮保全措置が利用されたとも言える。

解釈請求は原判決の履行問題を裁判所に持ち出すための道具としてはならない

63) ICJ の初期においても、ペルーとコロンビアの庇護事件 1950 年判決の履行において引渡義務が存在したか否かコロンビアが ICJ に判断を求めたアヤ・デ・ラ・トーレ事件がある。本件は特別な管轄権基礎は存在しなかったが、被告であるペルーが異議を唱えなかったため、裁判所の管轄権は認められた。しかし、裁判所は判決の履行方法の選択は司法的任務の中に入らないとしてこの請求を退けた。See, Schulte, *supra* note 3, pp. 103-109.

64) *Request for Interpretation of the Judgment of 31 March 2004 in the Case concerning Avena and Other Mexican Nationals (Mexico v. United States of America) (Mexico v. United States of America), Judgment, I. C. J. Reports 2009, p. 3.*

65) *Request for Interpretation of the Judgment of 31 March 2004 in the Case concerning Avena and Other Mexican Nationals (Mexico v. United States of America) (Mexico v. United States of America), Provisional Measures, Order, I. C. J. Reports 2008, p. 311*

が<sup>66)</sup>、プレア・ビヘア寺院事件のように直接的ではなく婉曲的な形で判決履行の問題を裁判所に提起することはできるだろう。

#### IV おわりに — 今後の紛争解決への見通し

組織化が進む現在の国際社会においても、憲章第94条2項に基づく安保理による判決執行は効果的に用いられておらず、ICJ判決の履行に関する実行は依然として組織的な対応が不十分と言わざるを得ない。あくまで当事者による自発的な判決の履行が求められる。それゆえ、ICJに不履行の確認をしてもらい、自らの立場の正統性を得ようという紛争当事国の近年の判断は妥当な選択肢とも言える。国連の主要な司法機関であるICJに以前下された判決の不履行の確認を求めることは、国際社会に相手国による判決不履行を認めさせる良いアピールにはなるだろう。しかし、実質的に同一問題が何度もICJに付託されうるということは果たしてICJの本来望むべき姿なのか、疑問も生じる<sup>67)</sup>。

他方で、第94条2項に基づかない形での安保理の関与する場合もある。当事国は、本条以外でも、憲章第2条2項に訴えたり、平和に対する脅威の場合は憲章第6章や第7章に訴えて安保理の対応を求めることも可能である<sup>68)</sup>。これまでも、憲章第94条に言及せずに仮保全命令の履行を促す決議が採択されたことはあり<sup>69)</sup>、また、リビアとチャドの間の領土紛争1994年判決<sup>70)</sup>のように、判決の履行に際し安保理が重要な役割を担った事件もある<sup>71)</sup>。このように安保理

---

66) Couvreur, *supra* note 27, p. 73.

67) 同様の懸念が裁判所内部からも出ている。Joint Dissenting Opinion of Vice-President Yusuf, Judges Cançado Trindade, Xue, Gaja, Bhandari, Robinson and Judge *ad hoc* Brower, *Question de la délimitation du plateau continental entre le Nicaragua et la Colombie au-delà de 200 milles marins de la côte nicaraguayenne (Nicaragua c. Colombie), exceptions préliminaires, arrêt, C. I. J. Recueil 2016*, p. 162, para. 67.

68) Pillepich, *supra* note 6, p. 1998.

69) テヘラン人質事件1979年仮保全命令、ボスニア・ヘルツェゴビナ対セルビアのジェノサイド条約適用事件1993年仮保全命令に関して安保理決議が下されている。*Ibid.*, p. 1998.

70) *Différend territorial (Jamahiriya arabe libyenne/Tchad), arrêt, C. I. J. Recueil 1994*, p. 6.

は実際の判決の履行に貢献していることもある。また、カメルーン対ナイジェリア領土・海洋境界画定事件 2002 年本案判決<sup>72)</sup>のように、判決後に国連の支援のもとで長年の紛争が解決した例もある<sup>73)</sup>。

それにしても、なぜ ICJ 判決を当事国が自発的に履行できない場合が多いのかというと、そもそも被告が ICJ の管轄権に否定的でそれゆえ裁判そのものに消極的な場合もあるが、ICJ が一審制であることも原因の一つであろう。ICJ には上訴制度はない。上訴ができないため、判決内容に不明確な部分があっても解釈制度を除き判決内容が結晶化されず、また不服があっても訴える司法の場がないため、国家として容易に判決を履行できない場合もあるだろう。それゆえ、当事国にとって履行しやすい明瞭な判決を ICJ が下すことも求められる<sup>74)</sup>。

また、国際裁判判決は、判決言い渡し自体が国家責任の解除の一形態を構成し、紛争当事国の紛争解決への一助となることでその意義は大きいとも言えようが、判決言い渡し後の紛争当事国（特に敗訴国）の姿勢があまりに判決内容遵守とは程遠い場合、司法機関として法的拘束力を有する ICJ の権威が損なわれることにもつながり得るだろう。この観点から、判決の不履行を避けるという目的を第一に、議論もあるだろうが、時には ICJ は管轄権否認や抽象的な判決を下すことで結果的に判決不履行を回避することもできると指摘されている<sup>75)</sup>。このように、

71) Schulte, *supra* note 3, pp. 232-234; C. Paulson, "Compliance with Final Judgments of The International Court of Justice since 1987", *AJIL*, Vol. 98 (2004), pp. 439-443.

72) *Frontière terrestre et maritime entre le Cameroun et le Nigéria (Cameroun c. Nigéria; Guinée équatoriale (intervenante))*, arrêt, C. I. J. Recueil 2002, p. 303.

73) Shaw, *supra* note 1, pp. 264-267; Llamzon, *supra* note 1, pp. 835-838 and 849.

74) See, Boisson de Chazournes and Angelini, *supra* note 21, p. 21.

75) See, J. I. Charney, "Disputes Implicating the International Credibility of the Court: Problems of Non-Appearance, Non-Participation, and Non-Performance", in L. Damrosch (ed.), *International Court of Justice at a Crossroads* (Transnational Publishers, 1987), pp. 305-309. 他方、そういった立場に消極的な意見として以下を参照。Magid, *supra* note 62, pp. 342-343; M. Al-Qahtani, "The Role of the International Court of Justice in the Enforcement of Its Judicial Decisions", *LJIL*, Vol. 15 (2002), pp. 788-789. 他にも、最終的な管轄権判断を先延ばしすることで政治的にデリケートな問題を回避したロッカビー航空機事故事件 1998 年先決的抗弁判決はその一例とも言える。Voir, J.-M. Sorel, «L'épilogue des affaires dite de *Lockerbie* devant la C. I. J.: Le temps du soulagement et le temps des regrets», *RGDIP*, tome 107 (2003), pp. 933-937.

ICJ判決の厳格な履行のみが求められているのではなく、当事者間の紛争解決に至るためにはICJが様々な形で柔軟に関与することが模索されるべきである。

現在は、被告の予期せぬ事件が付託され管轄権の有無が激しく争われる可能性があるなど、判決の速やかな履行が困難な場合が多数想定される。現行制度の不十分さや国際社会の進展に鑑み、この点に関する国連自体の制度改革も必要であろう<sup>76)</sup>。しかし、国際紛争は複雑で多面的な要素が多いことから、実効的な制度の存在が望ましいものの、国際紛争の個々の要素にICJや、安保理などの政治的機関が柔軟に対応して紛争の最終的な解決に導くことが重要である。

本稿は、紙幅の都合上、いくつかの興味深い判例を中心に限定的な分析にとどまったが、国際紛争の平和的解決という広い視野から見たICJ判決の位置づけについて、より包括的な検討を行うことが今後の課題である。

[付記]

本研究はJSPS科研費(課題番号JP17K13620)による研究成果の一部である。

---

76) Ex. Ajibola, "Compliance with Judgments of the International Court of Justice", in M. K. Bulterman *et al.* (eds.), *Compliance with Judgments of International Courts* (Martinus Nijhoff, 1996), p. 29; Al-Qahtani, *ibid.*, pp. 792-795.